

ひ 広報

ひのはら

8 月号

令和 4 年
(2022 年)
No.519

払沢の滝ライトアップ

・・・主な内容・・・

「秋川渓谷プレミアム付デジタル商品券」の販売について.....	2
払沢の滝ふるさと夏まつりの実施について.....	3
檜原村総合防災訓練について.....	4
マイナンバーカードのお知らせ.....	8
ごみ出しのマナーについて.....	10
東京都シルバーパス更新手続きのお知らせ.....	19

お知らせ

「令和4年度 秋川溪谷プレミアム付 デジタル商品券」を販売します

あきる野商工会では、檜原村・あきる野市の支援のもと、住民の生活を応援する事業として、村内・市内の店舗で使用できる30%のプレミアムが付いた『令和4年度 秋川溪谷プレミアム付デジタル商品券』を販売いたします。

購入を希望する場合には、事前に申し込みが必要で、申込多数の場合には抽選となります。詳しくは、広報8月号に折り込んであるチラシをご覧ください。

【デジタル商品券の概要】

種類：①スマートフォン型商品券

②プリペイドカード型商品券

内容：13,000円分（A券7,000円分・B券6,000円分）のデジタル商品券を1セットとし、10,000円で販売いたします。購入は1人5セットまでとなります。

・A券7,000円分：全ての取扱店で利用可能

・B券6,000円分：大型店での利用不可

※大型店とは、檜原村・あきる野市に本店登記（機能）がなく、一般の店舗に比べて規模が大きな量販店等とします。

利用期間：令和4年10月17日（月）から令和5年1月31日（火）まで

利用制限：このデジタル商品券は、ビール券、お米券、図書カード、他の商品券、ギフト券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものや、決済収納代行業務に伴う支払い、国・地方公共団体への支払い（公共料金、社会保険料、介護報酬等を含む）、行政指定のごみ袋、ごみシール、たばこの購入、また、公序良俗に反するものには利用できません。

【デジタル商品券の購入申込方法】

対象者：①②共通 檜原村・あきる野市在住者

申込期間：①②共通

令和4年8月15日（月）から9月5日（月）まで

申込方法：①専用サイトで申し込み

②チラシに付いている専用申込はがきで申し込み（要切手貼付）

抽選結果（当選のみ通知）：①メールで送信 ②はがきで郵送

購入方法：①専用サイトから、クレジット決済で購入

②村・市内の郵便局に当選はがき（購入引換券）を持参し、現金で購入

【檜原村の独自事業】

檜原村では独自事業として、上記のデジタル商品券の取扱店に登録した檜原村にある事業者のみで使用できる20,000円分のプリペイドカード型商品券を、檜原村在住者全員に給付（配布）いたします。詳細は、11月頃に村広報などでお知らせいたします。

◎ 問い合わせ先 秋川溪谷プレミアム付デジタル商品券事業について（あきる野商工会）

事務局コールセンター TEL 0570-200-356

檜原村の独自事業について 企画財政課企画財政係 内線 214

産業環境課観光商工係 内線 128

第34回

払沢の滝ふるさと夏まつりを実施します！

今年、3年ぶりに「払沢の滝ふるさと夏まつり」を実施いたします。

しかし、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じながらの開催となるため、ステージ・花火・模擬店は行わず滝ライトアップのみの開催です。

○日時 令和4年8月15日（月）～21日（日）
滝ライトアップ時刻 午後6時30分～午後8時30分

○駐車場 払沢の滝駐車場及び総合グラウンド
※駐車場には限りがございますので、ご来場の際には公共交通機関をご利用ください。

◎ 問い合わせ先

払沢の滝ふるさと夏まつり実行委員会（事務局 檜原村観光協会） Tel 042-598-0069
産業環境課観光商工係 内線 122・128

防災行政無線などを用いた全国一斉の 緊急情報の伝達試験のお知らせ

檜原村では、地震や武力攻撃などの発生時に備え、次のとおり情報伝達試験を行います。

この試験は、全国瞬時警報システム（J-ALERT（ジェイ・アラート））（※）を用いた試験で、檜原村以外の地域でも様々な手段を用いて情報伝達試験が行われます。

試験実施日 **8月10日（水） 午前11時頃**

試験で行う内容

情報伝達手段	内 容
①防災行政無線の放送	村内34箇所に設置してある屋外の防災行政無線及び各家庭に配付してある個別受信機から、次の放送内容が一斉に放送されます。 【放送内容】 防災行政無線チャイム + 「これは、ジェイ・アラートのテストです。」×3 + 「こちらは、ぼうさいひのはらです。」 + 防災行政無線チャイム
②行政情報等メール配信サービスによるメール配信	檜原村行政情報等メール配信サービスにご登録を頂いている方には、次の内容のメールが登録されているメールアドレスへ送信されます。 【送信内容】 「試験送信」 「全国一斉の緊急情報伝達試験を実施しています。檜原村では、防災行政無線による放送及び行政情報等メール配信サービスを実施しています。」

（※）J-ALERT（ジェイ・アラート）とは、地震や武力攻撃などの緊急情報を、国から人工衛星などを通じて瞬時にお伝えするシステムです。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 212・216

監査結果報告

檜原村監査委員により下記の監査が行われました。

例月出納検査

- 1 審査の対象
令和3年度5月分、令和4年度5月分 檜原村一般会計及び7特別会計
- 2 審査の期日
令和4年6月27日（月）
- 3 審査の手続
会計管理者等の現金の出納事務が正確に行われているか会計毎に調書を作成し、現金の出納及び保管の状況を検査する。
- 4 審査の結果
令和3年度5月分、令和4年度5月分、一般会計及び7特別会計を検査した結果、伝票、証拠書類等正確に整理されており指摘事項もなく良好であり、正確に執行されていた。

◎ 問い合わせ先 議会事務局議事係 内線 311

令和3年度情報公開制度の運用状況

情報公開制度は、村が保有する行政情報の内容を具体的に明らかにすることで村民の皆様へ説明責任を果たし、その結果、公正で開かれた村政運営を保障していくための制度です。

情報公開制度の対象となる村政情報は、村の職員が職務上、作成・取得した情報で村が管理しているものです。情報公開を請求する場合は、所定の手続きが必要です。

【情報公開請求件数処理状況】

実施機関	請求件数	処 理 内 訳			不服申立て
		全部公開	一部公開	非公開	
村長	16	15	1	0	0
議会(監査委員)	0	0	0	0	0
教育委員会	1	1	0	0	0
計	17	16	1	0	0

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 216

檜原村総合防災訓練について

檜原村では、例年、防災力の向上と防災意識の高揚を図ることを目的とした『檜原村総合防災訓練』を行っております。

訓練の概要は、8月28日（日）午前7時に地震により、家屋の倒壊及び火災が発生したことを想定し、消防団が中心となって避難誘導訓練や初期消火訓練を実施します。

実際の訓練内容については、各自治会と消防団で計画しておりますが、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、村民の皆様の参加を見合わせ、規模を縮小して実施いたします。

当日、午前7時にサイレンが鳴りますが、これは災害発生を想定してのサイレンです。このサイレンを合図に、使用中の火の始末、ガス栓を止めるなどの措置を行ってください。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 212・216

災害時の心構えについて

保存版

村民の皆様には、いつ起こるか分からない災害に備え、以下のような準備をお願いいたします。

- ・ハザードマップ等で、自宅や知人宅などが安全かどうか確認して、いざというときの避難先をあらかじめ確認しておきましょう。

台風等による風水害や大雪による雪害は、天気予報等で事前に予想することが可能です。災害が想定される場合には、事前に親戚宅や知人宅に避難することも検討しておきましょう。

※「東京マイ・タイムライン」を活用し、ご家庭で避難行動を事前に検討しておきましょう。

- ・避難とは「難」を避けることです。自宅での安全確保が可能な場合には、感染リスクを負ってまで避難所に行く必要はありません。避難所が密集・密接状態となることを防ぐため、本当に避難所に行く必要がある方が利用できるよう、ご協力をお願いします。

- ・いざというときに備え、防災備蓄品や防災グッズの確認を行いましょう。

※必要な非常持出品は、各家庭に配布済みの「檜原村ハザードマップ」裏面のチェックリストを参考にしてください。

- ・平成28年度に配布した災害用防災セット（キャスター付きバッグ）の非常食については、賞味期限が切れております。**非常食や飲料水の賞味期限や保存年限を常に確認し、賞味期限や保存年限が過ぎる前に買い替えなどを行ってください。**

持病の薬も忘れず準備しましょう。

また、感染症対策として、マスク・体温計・アルコール消毒液等の感染症用品も合わせて準備してください。

※非常食や飲料水の備蓄については、「ローリングストック法（図）」が効果的です。

「ローリングストック法」とは、普段から購入しているペットボトル飲料水や食料品等を賞味期限を迎えるまでに計画的に使用し、同様のものを買いつく方法です。「ローリングストック法」を活用して計画的に備蓄していきましょう。



- ・咳や発熱等の症状がある方は、自宅に危険が迫り避難所へ避難する場合は、避難する前に役場に相談してください。

災害を未然に防ぐことはできませんが、日頃の備えにより、被害を最小限に食い止めることは可能です。日頃からいつ起こるか分からない災害に備え、万全の準備をお願いします。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 216

檜原都民の森 クライミング教室

講師の指導のもと、クライミング教室を開催します。

クライミング初心者大歓迎です。皆さまのご参加をお待ちしております。

日 時 9月17日(土) 午前の部 6名(午前10時～正午)
午後の部 6名(午後1時～3時)

受 付 檜原都民の森2階研修室(体験は森林館1階です)

募集定員 各6名 ※応募者多数の場合は抽選となります。

参加費 200円(任意保険料)

応募対象者 村内在住の方

申込方法 9月3日(土)までにメール(info@hinohara-mori.jp)で申し込んでください。
件名に「クライミング教室」と入れ、「参加者全員の名前(フリガナ)、年齢、性別、郵便番号、住所、電話番号」の記載をお願いします。
※申込締切後、参加受付等の連絡をメールで行います。

服 装 運動できる服装

持 ち 物 運動靴(室内用)、汗拭き用タオル、飲み物

アクセス

バスをご利用の場合

(午前の部) 数馬バス停から8:59発

(午後の部) 数馬バス停から12:24発

自家用車の場合

駐車場は朝7時から利用可能



◎ 問い合わせ先 都民の森管理事務所 Tel 042-598-6006



9月の人権・行政相談

対象者 村内在住の方
相談方法 面談による相談
日時 9月8日（木）午後1時～3時
場所 檜原村役場3階住民ホール

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・116

司法書士による無料法律相談のお知らせ

相続、遺言、クレジット、サラ金などで困っていること、悩みごと、わからないことはありませんか。東京司法書士会三多摩支会による無料法律相談を開催いたします。お気軽にお越し下さい。

対象者 村内在住の方
相談方法 面談による相談
日時 9月8日（木）午後1時～4時（受付時間 午後0時50分～3時30分）
場所 檜原村役場3階住民ホール

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・116
 東京司法書士会三多摩支会 TEL 042-527-1919

令和4年7月以降も、新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難になった場合は免除申請できます

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合の臨時特例免除につきまして、令和2年度分（令和2年7月～令和3年6月分）・令和3年度分（令和3年7月～令和4年6月分）に引き続き**令和4年度分（令和4年7月～令和5年6月分）の国民年金保険料についても免除の申請をすることができます。**

対象となる方（以下の2点をいずれも満たす方）：

- ① 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症により収入が減少したこと。
- ② 令和2年2月以降の所得等の状況から見て、当年中の所得の見込みが、現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれること。

具体的な手続きについては、日本年金機構ホームページの「新型コロナウイルス感染症の影響による減収を事由とする国民年金保険料免除について」をご覧ください。最寄りの年金事務所（下記参照）へお問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 青梅年金事務所 TEL 0428-30-3410

マイナンバーカードのお知らせ

☆オンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書の送付について

マイナンバーカードをお持ちでない方に、7月下旬から9月上旬にかけて、オンライン申請用QRコード付きマイナンバーカード交付申請書が順次送付されます。郵送やスマートフォン等で申請ができますのでご利用ください。

☆マイナポイント第2弾

最大で20,000円分のマイナポイントがもらえるマイナポイント第2弾の申込みが始まっています。マイナポイントを受け取るために必要なマイナンバーカードの申請期限は、9月末までとなりますので、早めの申請がおすすめです。

すでにマイナンバーカードをお持ちの方は、健康保険証としての利用申込みと公金受取口座の登録でそれぞれ7,500円分のマイナポイントがもらえます。

マイナンバーカードの

新規取得等

5,000円分

※1、2



健康保険証としての

利用申込み

7,500円分

※3



公金受取口座の

登録

7,500円分

※3

※1 マイナポイントの申込み後特典を受けるには、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。

※2 マイナンバーカードをすでに取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。

※3 健康保険証利用申込み情報や公金受取口座登録情報を確認後、マイナポイント申込で選択した決済サービスにポイントが付与されます。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・114

～今月の納期～

8月31日（水）です

- ・村都民税（普通徴収）第2期
- ・国民健康保険税第2期
- ・介護保険料第2期
- ・後期高齢者医療保険料第2期

納め忘れのないようお願いいたします。

〈広告〉

建築一式工事業

都知事許可（般-1）第87705号

（有）吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2

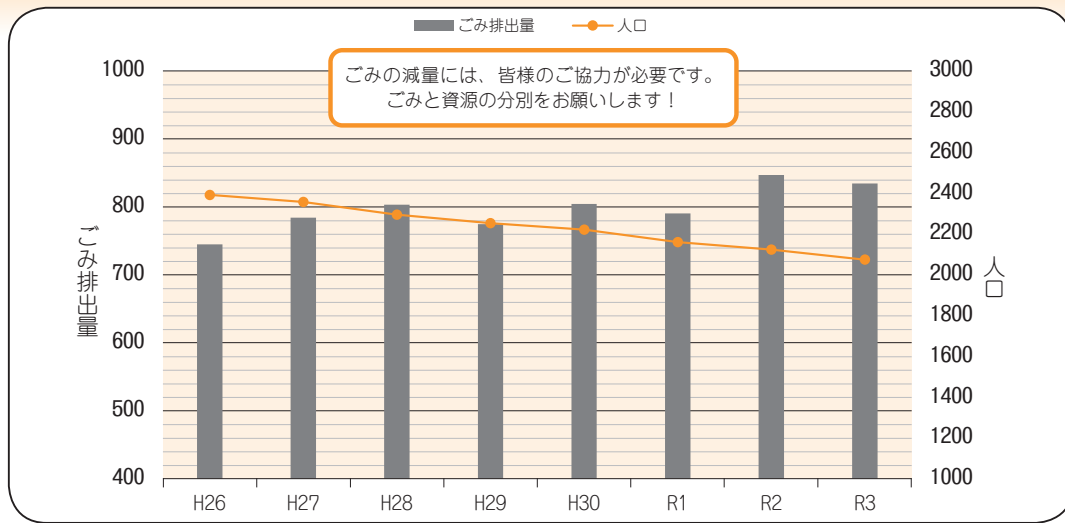
（代）TEL 598-0551 FAX 598-1008

日の出町事務所・工場 TEL 597-0984

E-mail: yoshizawa-k@kve.biglobe.ne.jp

環境・下水道

1人1日ごみ排出量(資源を除く)



※ごみの分別方法が変更となった平成26年を起点としています。

皆様一人ひとりが毎日出しているごみの量をグラフにしたものです。

- 資源になる物は必ず資源へ！
- 粗大ごみにする前に再利用や譲り合いを！
- ごみの出し方で迷ったら生活環境係へ



◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 123・127

生ごみ処理機器購入補助制度をご利用ください!

一般家庭から排出される生ごみを減量し資源化すること、また、生活環境を保全するために、生ごみ処理機器の購入に対して補助金を交付しています。

補助内容

- ◆補助対象・・・生ごみを電動または手動でかき混ぜて堆肥等にする機器
※コンポストは対象外となります
- ◆補助額・・・購入額の1/2の額(限度額30,000円)
- ◆参考価格・・・約15,000円~70,000円
※メーカー、機種、電動か手動かによって価格帯は様々です。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 123・127

違法な不用品回収業者にご注意ください!

不用になったものを無料で回収しますと宣伝し、違法にごみ収集を行う業者がいます。そのような業者を利用した際に無料と言われたのにあとで高額な料金を請求された、回収したごみを業者が不法投棄したなどのトラブルになる事例があります。

檜原村でごみ収集を行うには、「一般廃棄物収集運搬業の許可」が必要になります。古物商の許可や産業廃棄物収集運搬業の許可では、ごみ収集を行うことはできません。

もし、自宅に電話がかかってきたりポストにチラシが入っていても利用しないでください。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 123・127

環境・
下水道

守っていますか??ごみ出しのマナー

ごみの出し方について、もう一度ご自分の出し方をチェックしてください。

1. 決められたごみの日・時間に出していますか?

収集日の朝8:00までに出すようにお願いします。

ごみを出す際に獣やカラスなどに荒らされてしまいますので、ごみネットをしっかりと掛けてください。

資源は正しい収集日に出さないと、長期間放置され衛生的にも景観的にも良くありません。



2. 水分の多い生ごみをだしていませんか?

生ごみの約80%は水分なので、水切りを行えばごみの減量につながります。また、水切り以外にも生ごみ処理機器を使用すると堆肥化や乾燥させることで畑・菜園の肥料として使えるのでごみの減量につながります。

村では、生ごみ処理機器の購入費に補助金を交付しています。随時受付をしていますのでご利用ください。

3. びん・缶・ペットボトルを出すときに中を洗っていますか?

資源になるびん・缶・ペットボトルは汚れていると資源にすることができません。出す際には、必ず中を洗ってから出すようにしましょう。また、ペットボトルは、ラベル・キャップをはずしてからつぶして出してください。はずしたラベル・キャップは可燃ごみへ出してください。

4. 可燃ごみの中に「びん」や「缶」を入れていませんか?

可燃ごみの袋にびんや缶を入れて出すと、処分ができません。必ず分別してから出してください。

5. 「布」、「紙」は濡れないようにお願いします。

布・紙資源収集日が雨だった場合は、ビニールやシートをかけるなどのご協力をお願いします。濡れてしまうと資源にならなくなってしまいます。

6. 不燃ごみ・有害ごみの分別はされていますか?

不燃ごみは処理施設で破砕・選別を行い、ごみと資源の分別を行っています。粉碎する過程で卓上カセットコンロのボンベなど危険物を混ぜて出すと引火の恐れがあるため、大変危険です。必ず混ぜて出さずに分別してください。また、卓上カセットコンロのボンベやライターなどは「有害ごみ」となりますので、有害ごみ専用袋に入れて出してください。

ごみの出し方について、分からない事がありましたら村で発行した「檜原村ごみの出し方」を確認するか役場までお問い合わせください。また、有害ごみ専用袋は役場産業環境課の窓口にあります。

ご面倒でもしっかりとごみの分別をお願い致します。



◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 123

不法投棄の監視にご協力を!

村道・林道沿いに様々なごみが不法投棄されていることがあります。

村全域の不法投棄の監視・発見には、住民の皆様の協力が欠かせません。

不審な車、不法投棄の現場を目撃された場合は、五日市警察署または産業環境課生活環境係にご連絡ください。

※車の特徴や車のナンバー等が分かる場合は紙に書き留めて、ご連絡ください。



◎ 問い合わせ先 五日市警察署 Tel 042-595-0110
産業環境課生活環境係 内線 123・127

檜原村安全・安心むらづくり協議会 よりお知らせ

局地的豪雨に気をつけよう

局地的豪雨はいわゆる集中豪雨ですが、突発的に豪雨が降るので、ゲリラ豪雨と呼ばれています。雨や台風などは天気図によってある程度予測が可能ですが、局地的豪雨は現在の予報技術では正確に予測することは困難です。

局地的豪雨が多くなる台風の季節には、次のことに注意しましょう。

- ・ 雨に関する情報を注意深く聞く。
- ・ 懐中電灯、ろうそく等の照明や携帯ラジオ、その他必要なものを非常持出袋等に入れ用意しておく。
- ・ 川などにいるときは、上流の天気にも気をつける。
- ・ 車を運転中は道路冠水もありえるので、アンダーパスなどは通行しない。
- ・ 川や水路、がけには近づかない。

環境
下水道

下水道を供用開始した区域のご家庭は お早めに下水道への接続を…

下水道を使用できるようになった区域のご家庭は、3年以内に下水道への接続工事をお願いいたします。

期限を過ぎると、汲み取り便所の汲み取り手数料が全て有料に、また浄化槽を設置しているご家庭は清掃料金の軽減補助が打ち切りになり、排水設備工事（下水道接続の水洗便所改造資金）の助成制度も受けられなくなりますので注意してください。

環境衛生の向上、秋川の水質保全のため、お早めに接続するようご協力をお願いいたします。

▽令和2年6月に供用開始した区域…数馬地区の一部

▽令和3年6月に供用開始した区域…数馬地区及び本宿地区の一部

▽令和4年2月に供用開始した区域…小沢地区・数馬地区及び本宿地区の一部

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127

下水道接続のための助成制度について

下水道接続のための「檜原村水洗便所改造資金助成制度」は、補助対象者に対し、汲み取り便所を水洗便所に改造し、排水設備を設置する場合などに助成を行うものです。補助金を交付するもの、または村が指定する金融機関に融資のあっせんを行い、資金の利子補給を行うものがあります。

なお、助成等を受けたい場合には、工事をする前に申請が必要となります。詳しくは担当までお問い合わせください。

別表1 檜原村水洗便所改造資金助成制度

◎補助金の対象

種 別	金 額
(1) 生活保護法第11条第1項に規定する生活扶助を受けている者で当該家屋を所有している者	村長が認める改造工事費の全額 (ただし、1改造工事30万円以内とする。)
(2) 居住者全員が檜原村税賦課徴収条例第24条第1項第2号(障害者、未成年者、寡婦又は寡夫等で前年の合計所得金額が125万円以下の者)に該当することにより村民税が非課税であり、かつ資金の調達が困難であると村長が認めた者で当該家屋を所有している者	村長が認める改造工事費の2分の1の額 (ただし、15万円を限度とする。)

◎ 融資のあっせん

種 別	融資あっせんの金額
(イ) 持家のトイレ改造工事を行う場合	改造工事1件につき50万円 (ただし、補助対象者で上表(2)の補助金を受ける場合は、50万円以内で村長が認める改造工事費の2分の1の額を限度とする。)
(ロ) 貸家、アパート等の収益を目的とした家屋のトイレ改造工事を行う場合	大便器1個につき15万円 (ただし、150万円を限度とする。)

◎利子補給

種 別	利子補給の金額
(イ) 持家のトイレ改造工事を行う場合	上表(イ)の融資あっせんの金額に対して4分の3の額
(ロ) 貸家、アパート等の収益を目的とした家屋のトイレ改造工事を行う場合	上表(ロ)の融資あっせんの金額に対して2分の1の額

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127

野生鳥獣による被害を防ぐために (地域で行う被害防除)

○畑に取り残した野菜や野菜くずを放置しないようにしましょう。人家のまわりにある収穫の予定のない果樹類の実を取り除くことも必要です。

また、お墓のお供えも持ち帰るようにしましょう。

○農地がエサ場だと覚えさせないためにも残菜をなくすよう集落ぐるみで取り組む必要があります。

以前は山に餌がないから人里近くに野生鳥獣がやってくると考えられていました。しかし最近の野生鳥獣は世代をまたぎ、山で暮らしたことがない、人間の近くで耕作物を餌とすることを親から教わって生育している野生鳥獣が畑を荒らすとされています。

○耕作放棄地や農地・人家周辺などのヤブ地は野生鳥獣の隠れ家となります。適切に刈り払いを行い、野生鳥獣の隠れ場所を取り除くことが大切です。

○野生鳥獣の子供がかわいいからといって餌付けをすることのないよう皆さんで互いに注意しましょう。

檜原村役場では猟友会と協力をし、猿の追払いや有害鳥獣捕獲を行っています。しかし、この方法だけに頼らず、一人ひとりが、地域が、できる被害対策が有害鳥獣から畑を守る一番の有効策といわれています。

皆様の心がけ、ご協力をよろしくお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内線 129・130

環境
水道
下

〈広告〉

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

(株)消防弘済会

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

一般土木工事一式

東京都知事許可(般-1)第111726号

ICHIKEN

(有)市川建材土木

檜原村2877

TEL 042-598-0513

FAX 042-598-0047

福祉・けんこう

8月の栄養相談

【日時】 8月10日（水） 8月24日（水）

午前9時30分～午後3時

【会場】 やすらぎの里保健センター
（けんこう館2階）

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食事療法などについて、栄養士・保健師がご相談に応じます。

8月の 精神保健巡回相談

【日時】 8月25日（木） 午後2時～4時

ご自身やご家族等のこころの健康について、専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応じます。秘密は厳守いたします（費用無料）。

★ご利用される場合には、ご予約が必要となります。詳細につきましては、お問い合わせください。

◎ お問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

栄養教室 ヘルシ～ひのほらいふ

栄養教室「ヘルシ～ひのほらいふ」を行います。

みなさんが健康で豊かな生活を実現していけるよう、健康に関する正しい情報をお伝える場、正しい食生活を身に付けていただく場として、今年度3回目のテーマは「高血圧」です。比較的多くの住民の方が高血圧のお薬を内服しています。ぜひ、ご参加ください。

対象者 ご興味のある方どなたでもお申込みいただけます（定員5名です。9月2日（金）までにお申込みください。）。

日時 9月21日（水） 午前10時～午後1時

場所 やすらぎの里 保健センター

◎ 申し込み・お問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

歯・口の地域訪問相談会

【日時】 8月31日（水） 午前10時～正午

【会場】 藤倉ドーム

ご自身やご家族のお口の健康予防・改善について訪問歯科衛生士がご相談に応じます。

☆費用はかかりません。

☆申し込み不要、直接会場へお越しください。

☆新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、マスクを着用してお越しください。

◎ お問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

児童扶養手当について

次のいずれかに該当する18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童（身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度の障がいの状態にある児童は20歳未満）を監護する母又は監護し、かつ、生計を同じくする父が対象です。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が重度の障害を有する児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤父又は母が1年以上遺棄している児童
- ⑥父又は母が保護命令を受けた児童
- ⑦父又は母が法令により1年以上拘禁されている児童
- ⑧母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨その他、①から⑧に該当するか明らかでない児童

※①から⑨に該当する児童を母が監護しない場合、又は父が監護若しくは生計を同じくしない場合は、当該父母以外の方で当該児童を養育する養育者の方が対象です。

児童扶養手当制度所得制限限度額

扶養親族等 人数	受給資格者本人		配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円
4人	201万円	344万円	388万円
5人以上	1人につき 38万円加算	1人につき 38万円加算	1人につき 38万円加算

※配偶者・扶養義務者・孤児等の養育者の所得が所得制限限度額以上の場合、受給資格者本人の所得にかかわらず、支給停止となります。

手当額（令和4年4月～）

所得により10,160円から43,060円までの金額です。

※別表の所得限度額以上の場合は支給されません。

加算額（令和4年4月～）

第2子・・・所得により5,090円から10,160円までの金額です。

第3子以降・・・所得により3,050円から6,090円までの金額です。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

特別児童扶養手当について

次のいずれかの障害がある20歳未満の児童を父若しくは母が監護する場合、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合においては当該児童を養育する方が対象です。

手当額（令和4年4月～）

- ①1級 月額52,400円
 - ・身体障害者手帳おおむね1・2級程度の方。
 - ・愛の手帳1・2度程度の方。
- ②2級 月額34,900円
 - ・身体障害者手帳おおむね3級程度の方。
 - ・愛の手帳おおむね3度程度の方。
- ③上記の①～②と同程度の疾病もしくは身体または精神の障害のある方。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

福祉
けんこう

児童扶養手当・特別児童扶養手当 の現況届について

現況届は、引き続き手当を受給する資格があるかを確認するためのものです。期限までにこの届出をしないと、8月以降の手当の支給が受けられなくなりますので、必ず提出してください。

提出日 8月15日（月）まで

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

子育て世帯生活支援特別給付金について

子育て世帯生活支援特別給付金は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障害者の方は20歳未満）を養育している低所得の子育て世帯（住民税非課税世帯）の生活を支援するため、対象児童一人あたり5万円を支給する事業です。

対象世帯には7月中に支払通知書を送付していますので、内容をご確認ください。

※ひとり親で児童扶養手当を受給している世帯はすでに東京都より受給済みのため、今回の給付金の対象となりません。ただし、下記の場合については、別途申請が必要となるため、「福祉けんこう課福祉係」までお問い合わせください。

- ・ひとり親で公的年金等を受給しているため、児童扶養手当を受給していない方
- ・児童扶養手当を受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となった方
- ・住民税非課税世帯ではないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が住民税非課税世帯と同じ水準となった方

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

住民税非課税世帯等臨時 特別給付金について

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計に急変のあった世帯を支援する給付金です。

対象世帯には7月中に確認書を送付していますので、内容をご確認いただき同封の返信用封筒で返送してください。なお、世帯の中に令和3年12月11日以降に村に転入された方がいる場合や新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和4年1月以降の収入が減少し、住民税非課税世帯と同じ水準となった世帯の場合は別途申請が必要となるため、「福祉けんこう課福祉係」までお問い合わせください。

※令和3年度以降に給付金をすでに受給している世帯は対象外です。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

檜原村高齢者健康保持支援給付金 のお知らせ

檜原村では、高齢者の健康保持・増進を図り、医療費の抑制や介護サービスの予防につなげると共に元気な高齢者が地域活動を支え、いつまでも躍進していただくことを目的に65歳以上の高齢者に給付金を支給いたします。

①事業概要

65歳以上の高齢者に、現金5,000円を給付します。

※給付は申請書受付後に口座振込みにより行います。

②申請方法

令和4年8月中に対象者あてに申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、本人確認等の必要書類を添付のうえ、返信用封筒により郵送で申請してください。

注意）新型コロナウイルス感染防止のため、申請は郵送のみの受付とします。

③給付対象者

次の要件をすべて満たしている方が対象となります。

○令和4年4月1日時点で檜原村に住所を有する65歳以上の方、または村外の特別養護老人ホーム等に入所の65歳以上の方で、入所前の住所が檜原村にあった方（村の住所地特例者）

○令和3年度の檜原村の介護保険料を完納している方で、令和2年度以前の檜原村の介護保険料を滞納していない方

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

福祉
けんこう

令和4年度婦人がん検診（集団）について

20歳以上の女性を対象に検診バスによる婦人がん検診を実施します。

◆検診項目

○乳がん検診 問診・マンモグラフィまたは超音波検査（超音波検査は20歳から39歳の方）

○子宮がん検診 問診・細胞診

◆対象者 村内に住所のある20歳以上の女性

◆日 時 ①10月22日（土） ②11月27日（日）

午前8時30分～11時、午後1時～3時

◆場 所 ①福祉センター ②やすらぎの里

◆費 用 無料

◆申込み

○受付開始：令和4年8月17日（水）～（土・日・祝日を除く）

○受付時間：午前10時～正午・午後1時～5時

○電話番号：0120-973-493

*お申込みの際はご希望の検診の種類をお伝えください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

新型コロナウイルス感染症の影響による 介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入や給与収入などが一定以上減少した場合、第一号被保険者の介護保険料の減免を受けられる場合があります。

対象者（以下のいずれかに該当する方）

- 1 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った第一号被保険者
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、給与収入、不動産収入及び山林収入）の減少が見込まれる次のア及びイに該当する第一号被保険者
 - ア その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補填される金額がある場合はその金額を控除した額）が、前年の10分の3以上であること
 - イ 減少することが見込まれる、その属する世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が、400万円以下であること

対象となる保険料

令和4年度分（令和4年4月1日から令和5年3月31日までに納期限が設定されているもの）
※令和4年4月以降に納期限が設定されている令和3年度相当分を含む。

申請期限

令和5年3月31日まで

詳細については、福祉けんこう課福祉係までご連絡ください。

◎ 問い合わせ先 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

〈広告〉

一般建築・リフォームのことなら
なんでもご相談下さい！！



一般建築・リフォーム
株式会社 **光壽建築**

東京都知事許可(般1)第123420号

代表取締役 野村 良和

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村435-2

TEL 042-598-0870

FAX 042-598-1300

消防・防災全般

備えあれば憂いなし！

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品・防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検・建築設備・防火対象物点検

株式会社 **きしの防災**

東京都知事許可(般28)第83107号

〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11

TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462

E-mail k.bousai@if-n.ne.jp

東京都シルバーパス更新手続きのお知らせ

今年度の更新は郵送方式となります

今年度の更新手続きは、新型コロナウイルス感染症への対応のため、昨年度と同様、**郵送方式**により行います。

現在シルバーパスをお持ちの方には、8月中旬に東京バス協会から「シルバーパス更新手続きのご案内」が届きます（赤い封筒又は青い封筒）。

更新を希望される方は「ご案内」を必ずお読みいただき、お手続きをお願いいたします。

皆様のご協力をお願いします。

◎ 問い合わせ先

東京バス協会・シルバーパス専用電話 Tel 03-5308-6950
（土・日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

※檜原村役場ではお問い合わせを受け付けていません。東京バス協会へお問い合わせください。

こちら包括支援センターです！！

熱中症にご注意を！

熱中症は気温が高いなどの環境下で体温調節の機能がうまく働かず、体内に熱がこもってしまうことで起こります。小さな子どもや高齢者、病気の方などは特に熱中症になりやすく、重症になると死に至るおそれもあります。熱中症にならないために、十分な対策を行いましょう。マスクを着用する場合は、強い負荷をかける作業や運動は避け、マスクを外す場合は、周囲の人と距離をとり、できるだけ会話をしないなどの注意が必要です。

もし熱中症が疑われる人を見かけたときは以下のような対応をしてください。

熱中症が疑われる人を見かけたときは

- すぐに風通しのいい日陰やクーラーなどが効いている室内など涼しい場所へ移す
- 服をゆるめたり、体に水をかけたり、またぬれタオルをあてて扇いだりするなどして、体から熱を放散させ冷やす
- 冷たい水や塩分を摂取するよう促す
- 自分の力で水分の摂取ができない場合や、意識障害が見られる場合は、症状が重くなっているため、すぐに病院に搬送する

◎ 問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター（やすらぎの里内） Tel 042-598-3121

教育・文化

令和3年度 学校給食費会計決算報告

令和3年度の学校給食費会計の決算額は次のとおりとなりました。

収入			支出		
(単位：円)			(単位：円)		
収入額	科目	金額	科目	金額	備考
7,635,023円	1. 給食費	7,407,602	1. 食材費	7,542,717	小学校
7,554,932円	2. 村負担金	105,600	2. その他	12,215	4,064,602
80,091円	3. 繰越金	120,921	3. 予備費	0	中学校
80,091円	4. 諸収入	900	合計	7,554,932	2,783,000
	5. 滞納繰越分	0			調理場
	合計	7,635,023			550,480
					試食
					9,520
					保存食代
					前年度繰越金
					廃油引取り代金等
					滞納件数 0件

令和3年度の給食回数は、小学校193回、中学校193回を実施いたしました。

給食費は月額小学校4,800円、中学校5,960円で、3月を除く年11回徴収し、給食を作る食材料費のみに使用しています。食材料費以外の人件費、光熱水費等については、すべて村が負担しています。給食費の滞納はなく、納付率は100%です。これも児童・生徒の保護者の理解あつてのことで誠に感謝しております。これからも納付率100%を継続していくため、みなさまのご協力をお願いします。

学校給食共同調理場では、今後も地場産物を使用した給食、小学校のお楽しみ給食、小・中学校のどんぶりっ子給食などを企画し、全体にバランスがとれた内容になるような献立を工夫したり、旬の素材を使用したりと、檜原ならではの手作りによる美味しい給食作りに力を入れていきます。

また、調理後短時間で提供できるよう努め、衛生面には特に注意を払っております。

※村では子育て支援事業の一環として、給食費の全額補助を行います。保護者の皆様には、一旦納入をお願いいたしますが、交付条件を満たす方へ後日全額補助いたします。

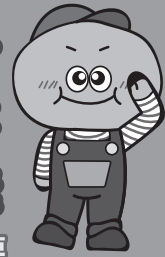
小学生月額 4,800円 (年額52,800円)、中学生月額 5,960円 (年額65,560円)
を年2回に分け交付しています。

◎ 問い合わせ先 学校給食共同調理場 TEL 042-598-0035

第10回 東京ヒルクライム
HINOHARAステージ

10th Tokyo Hillclimb HINOHARA Stage

ナンバー
カードは
事前発送



当日の受付不要

- 主 催 檜原村 東京ヒルクライム
HINOHARAステージ大会実行委員会
- 競技主管 KFCトライアスロンクラブ

大会のお問合せ

檜原村教育委員会 社会教育係
〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村467-1
TEL:042-598-1011 (内線226)

- ★ スタート地点は払沢の滝入口バス停付近
- ★ 距離21km 標高差750m
- ★ ゴール地点は檜原都民の森

開催日

令和4年

10.2日(日) 雨天決行

募集開始

令和4年8月1日[月]より
申し込み開始

募集締切

令和4年8月31日[水](締切)

※ 定員になり次第終了とさせていただきます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

檜原村の緑豊かな山々と清流は、私たちに健康な体と清らかな心をおしみなく与えてくれます。私たちは、これを誇りとし、東京ヒルクライムHINOHARAステージの開催をとおし、住みよい生きがいのある村づくりを進めて行きます。



教育・文化

10th Tokyo Hillclimb HINOHARA Stage

第10回東京ヒルクライム HINOHARAステージ

1 ナンバーカードは事前発送 当日の受付不要!

ナンバーカード、計測チップは事前発送しますので、当日は受付なしで出走可能!
サーマルカメラ通過後検温済の黄色いブレスレットと配布するバフを装着し、6時40分までにスタート地点(払沢の滝入口バス停付近)に集合してください。



2 レース結果 (コロナ感染対策のため)

当日夜に、KFCTリアスロンクラブのホームページにて発表。web完走賞方式を採用、後日各自でKFCTリアスロンクラブよりダウンロード願います。各賞の賞状、副賞は後日発送いたします。

3 参加賞

参加賞は8時より10時まで檜原村総合運動場にてお渡しいたします。
参加賞:超軽量Tシャツ(ポリ100%)他



選手駐車場

檜原村総合運動場をご利用ください。(橋橋交差点を右折。檜原小学校手前)

選手集合時間

スタート地点(払沢の滝入口バス停付近)に6時40分までに集合してください。

コロナ感染対策ルール

- 入賞者には、後日、賞状を郵送いたします。
- 大会日1週間前から検温をお願いします。
- サーマルカメラを導入し、大会会場(総合運動場)で全参加者の検温チェックを実施しますので、スタート前には検温必須です。
- 検温後、全員へバフ(マスク)を配布し、さらに検温済みを示す黄色いブレスレットを配布しますので、帰路に着くまで装着してください。
- スタート前とゴール後はバフ(マスク)必着です。スタート後ははずしてもOKです。
- アレルギーのある方は、念のため、その際の対処に用いられている薬をご持参ください。
- 「安全第一」が最優先です。病院へ搬送されるような大きな怪我をしないように要注意です。
- コロナ感染状況により急ぎ大会を中止とすることがあります。

大会競技規則

(競技規則および注意事項)

- ① 競技には左側1車線(上り)を使用する。危険回避の場合を除き、はみ出し走行の場合は失格とする。
- ② 左端走行を基本とする。追い越し場合は、一声かけて、右側(センターライン寄り)から追い越すこと。
- ③ 途中棄権の場合は、追い上げ車両が到着するまでその場に停止すること。また、追い上げ車両が到着したら計測チップを返却し、係員の指示に従うこと。
- ④ スタート時間(ウェーブ)を間違えた選手は、故意とみなし、失格となるため、ゼッケンカードの色でウェーブを区別しているため、スタートの際、周囲の選手のゼッケンの色を確認しておくこと。
- ⑤ 下山の際は、先導者の後に続き、1列走行追越禁止でゆっくり下山すること。
- ⑥ 競技中のパンクやメカニカルトラブルに対して、主催者側で救済はしない。
- ⑦ タイム計測は、ICチップにて実施するため、ゴール後は、計測マットに近寄らないこと。
- ⑧ ICチップは競技終了後にゴール地点で返却すること。紛失した場合は、参加者から3,500円を徴収する。
- ⑨ 台風、大雨、落雷、落石などの悪天候で危険と判断された場合は競技を中止する。その他緊急事態発生時には、レースを中止する。
- ⑩ 傷害保険の加入については、主催者側で一括加入する。
- ⑪ ヘルメットと手袋は必ず着用とする。
- ⑫ 大会中の傷害事故については、応急処置を行うが、その後の責任は負わない。各自の(傷害保険の適用内)の責任で処置すること。また、第三者との賠償事故についても、参加者本人の責任において処置すること。
- ⑬ 未成年者の参加には、保護者の同意を必要とする。
- ⑭ 駐車場からスタート地点までの移動については、各自自走とする。
- ⑮ 参加者は健康保険証を持参すること。
- ⑯ 駐車場は檜原村総合運動場とする。
- ⑰ 以上の内容を申し込みと同時に承諾したものとす。

大会要項

開催日	令和4年10月2日[日]
開催地	東京都檜原村(檜原街道+奥多摩周遊道路)
種目	オンロード・ヒルクライム
距離	21km
コース	檜原街道(払沢の滝入口バス停付近)～ 檜原都民の森(奥多摩周遊道路)
スタート時間	午前7時～(2分間隔で4回スタート)
参加資格	● 大会競技規則等を遵守できる者。 ● 大会が定めた規定時間に完走可能な者で、 令和4年10月1日時点で年齢が13歳以上の者。 ※尚、参加を希望する方は必ず本コースを数回試走してください。
制限時間	スタート後90分までにゴール

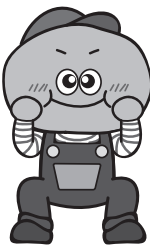
※大会中に負傷または死亡等の事故に遭遇した場合、主催者及び大会関係者に対する責任の一切の免除に同意される方。
※大会に関連するマスコミ報道等々に、名前及び写真を自由に使用することに同意される方。
※気象状況や天災及びその他の理由で大会競技が中止になった場合、参加申込金が返金されないことに同意される方。

申し込み期間/方法

募集開始	8月1日[月]
募集締切	8月31日[水]
参加費	一般の方(高校生以上)8,000円
申し込み方法	インターネットで申し込みください (SPORTS ENTORY HPより) http://www.sportsentry.ne.jp/search/top/bicycle 携帯電話・スマートフォンの場合、 下記QRコードからもアクセスできます。

募集定員 400名

- 参加費の振込みが確認できた時点でエントリーを確定します。(先着とさせていただきます)
- 定員に達した場合、申し込み締め切り前でも受付を終了させていただきます。
- 参加費の返還は行いません。



SPORTS ENTORY HP

(その他の注意)

- ① 大会参加者は次の各号の注意点を守ること。
- ② 自転車乗りとして、競技中のみならず、行き帰りもマナーを守ること。
- ③ 自転車の整備や保管は各自の責任で行うこと。
- ④ 自転車レースでの事故や怪我の多くは下りで発生しているため、下り走行の練習も忘れずに行っておくこと。
- ⑤ 荷物預り所は檜原村総合運動場に用意します。下山用の防寒ジャケット等は携帯して出走してください。ゴール地点への荷物の搬送はありません。
- ⑥ 参加者は、各自の責任において健康管理に十分に配慮のうえ参加すること。

(個人情報の取り扱いについて)

参加申込書および同意書に記載された個人情報については、下記ヒルクライム大会に関する業務以外に使用しない。また、申込み時点で本人の同意が得られたものとする。

- ① ヒルクライム参加意思確認書および参加人数の確認
- ② 行事参加資格の確認(年齢、性別、所属、保護者の同意など)
- ③ 参加決定通知書、参加案内等の送付
- ④ プログラムの作成
- ⑤ 賞状等への氏名記載
- ⑥ 記録業務
 - ア 大会結果、映像、写真の記録業務への使用
 - イ 大会出場中の映像、写真、記事、記録等の広報誌及びインターネット等への掲載

大会のお問合せ 第10回東京ヒルクライム～HINOHARAステージ 檜原村教育委員会 社会教育係
TEL.042-598-1011(内線226) FAX.042-598-1009
E-mail:syakaikyoku@vill.hinohara.tokyo.jp URL:<http://www.vill.hinohara.tokyo.jp/>

2022年度 多摩・島しょ広域連携活動助成事業・子ども体験塾

子ども国際交流音楽祭 交流コンサート

2022年10月10日(月・祝) 17:00開演 (16:30開場)

プリモホールゆとろぎ大ホール(羽村市生涯学習センター)

演奏会構成

第一部

- 羽村市・檜原村・奥多摩町の生徒達による子ども国際交流音楽祭合唱団による歓迎演奏とウィーンの名曲な音楽家達との交流演奏。
 - ウィーンの名曲な音楽家による羽村市の生徒達へのアンサンブル指導と共演。
 - 西多摩出身及び活躍する若手音楽家達による歓迎演奏。
- 本場の一流の音楽家との交流プログラムをお楽しみください。

歓迎演奏(交流演奏)

子ども国際交流音楽祭合唱団

～羽村市・檜原村・奥多摩町の中学生を中心に

編成された合唱による歓迎演奏～

※ウィーンの名曲な音楽家と出演者による伴奏で交流演奏をします。

歓迎演奏

～西多摩出身及び活躍する若手音楽家達による歓迎演奏～
※ウィーンの名曲な音楽家の方を西多摩の若手音楽家達の演奏により歓迎します。

第二部

世界を代表するウィーンの名曲な音楽家の方々による本場の演奏。ウィーンを代表する木管五重奏の音色を名曲とともに楽しみください。

奥多摩町 / 交流コンサート

開催日: 2022年10月11日(火)
場 所: 奥多摩町立奥多摩中学校体育館
開催時間: 13:30～15:20(13:15開場) 第5校時、及び、第6校時
出演者: ウィーンの名曲な音楽家によるアンサンブル(木管五重奏:フルート・クラリネット・オーボエ・ファゴット・ホルン)
内 容: 第I部(13:45～14:15) ウィーンの名曲な音楽家による指導、及び共演
第II部(14:15～15:15) ウィーンの名曲な音楽家による演奏
入 場 料: 無料

檜原村 / 交流コンサート

開催日: 2022年10月12日(水)
場 所: 檜原村立檜原中学校体育館
開催時間: 13:25～15:15(13:15開場) 第5校時、及び、第6校時
出演者: 檜原村中学校吹奏楽部
ウィーンの名曲な音楽家によるアンサンブル(木管五重奏:フルート・クラリネット・オーボエ・ファゴット・ホルン)
内 容: 第I部(13:45～14:15) ウィーンの名曲な音楽家による指導、及び共演
第II部(14:15～15:15) ウィーンの名曲な音楽家による演奏
※新型コロナウイルスの感染対策のため、中学校生徒のみ。

音楽の都ウィーンから 名曲の数々



Flöte
フルート

ウィーン国立歌劇場管弦楽団/
ウィーン・フィル(ゲスト)

マティアス・シュルツ
Matthias Schulz



Oboe
オーボエ

ウィーン国立歌劇場管弦楽団/
ウィーン・フィル(ゲスト)

ユリア・ツールス
Julia Zulus



Horn
ホルン

ウィーン・フィルハーモニー管弦楽団

ヤン・ヤンコヴィッチ
Jan Jankovic



Fagott
ファゴット

ウィーン国立歌劇場管弦楽団/
ウィーン・フィル(ゲスト)

ヨハネス・カフカ
Johannes Kafka



Klarinette
クラリネット

ウィーン国立音楽大学教授/
元モーツァルト管弦楽団首席奏者

クリストフ・ツィムパー
Christoph Zimmer



GMD
音楽監督

指揮・指導・統括責任者

岡部武彦
Takehiko Okabe



西多摩若手音楽家
フルート:成川結衣
オーボエ:須田優璃
クラリネット:白川和海
ホルン:久米優衣
ファゴット:三枝葉々恵
ピアノ
丸木 かすみ

名誉音楽監督 ウェルナー・ピンク(ウィーン・フィル名誉コンサートマスター)

子ども(羽村市・檜原村・奥多摩町在住)、
その同伴保護者(1名)400名無料 ※要申込み

小学生～18歳までの方、及び、その同伴保護者の方1名を無料で400名ご招待いたします。鑑賞希望者は、各チケット
前売り所までお越しください。7月15日～9月6日まで受付します。尚、定員に達し次第受付を終了いたします。



チケット前売り所 ●プリモホールゆとろぎ ☎042-570-0707
●奥多摩町教育課 ☎0428-83-2246
●檜原村役場教育課 ☎042-598-1011

問い合わせ 本事業は羽村市・檜原村・奥多摩町の連携事業です。
詳しくはお住まいの教育委員会(下記)にお問い合わせください。
●生涯学習推進課 ☎042-570-0707
●檜原村・教育課 ☎042-598-1011 ●奥多摩町・教育課 ☎0428-85-1618

※会場は駐車場に限りがあります。なるべく公共交通機関をご利用ください。
※未就学児の入場は原則としてお断りさせていただきますのでご了承下さい。
※公演は感染症対策を講じたうえで実施します。
※今年度のコロナの影響、病気の都合でやむを得ず、出演者・曲目・内容等に
変更がある場合もございますのでご了承下さい。

入場料 1,000円 1階指定席 7月15日(金)発売開始

※一階席が満席の場合のみ二階席の販売をいたします。

場 所 プリモホールゆとろぎ大ホール(羽村市生涯学習センター) 主 催 子ども国際交流音楽祭実行委員会
企 画 運 営 子ども国際交流音楽祭 後 援 オーストリア大使館/
実行委員会、ウィーンの会 オーストリア文化フォーラム東京
協 力 ゆとろぎ協働事業運営市民の会 vicca ウィーン国際文化協会

◎ 問い合わせ先 教育課社会教育係 内線 226

村民ひろば

檜原村ギターサークルでは 会員を募集しています

映画音楽やアニメソング、歌謡曲、唱歌などギターと一緒に楽しみませんか？

- ①年齢は問いません。
- ②入会金、会費はありません。
- ③基本的に毎月第2、第4日曜日の午前10時から正午
- ④練習会場は、檜原村やすらぎの里3階ホール（檜原村役場から車で約5分）



◎ 問い合わせ先 檜原村ギターサークル代表 吉川洋（檜原村3719番地） 携帯090-4176-5421

その他

令和4年7月7日付人事異動

氏名	新職名	旧職名
野口 三紀	村民課村民保険係長	会計課会計係長（会計管理者）
幡野 一彦	会計課会計係長（会計管理者）	都民の森管理事務所管理係長
矢野 美佳	村民課村民保険係主任	村民課税務係主任
岡部 英幸	都民の森管理事務所管理係主任	村民課村民保険係課長補佐

村民ひろば

〈広告〉

電気のことなら何でもご相談ください！



電気工事



豊富な季節家電



洗剤自動投入洗濯機
自動洗浄トイレ



補聴器のお取扱い



アコス ACOS

五日市店 あきる野市五日市20
☎ (042)596-1326
☎ (042)596-2514



比べてみれば、やっぱり近くの電気屋さん♪

檜原村固定資産評価審査会委員の任命について

令和4年6月10日の第2回檜原村議会定例会にて議会の同意を得て、下記のとおり任命されましたのでお知らせいたします。

記

- ・檜原村固定資産評価審査会委員（令和4年6月22日～）
氏名 岡部 美彦
任期 令和7年6月21日まで

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 216

檜原村教育委員会委員の任命について

令和4年6月10日の第2回檜原村議会定例会にて議会の同意を得て、下記のとおり任命されましたのでお知らせいたします。

記

- ・檜原村教育委員会委員（令和4年6月21日～）
氏名 山本 芳安
任期 令和8年6月20日まで

◎ 問い合わせ先 教育課学校教育係 内線 222

電気火災への対策は準備できていますか？

皆さん知っていますか？毎年8月は電気使用安全月間となっています。

東京消防庁管内では、電気製品にかかわる火災が毎年1000件以上発生しており、全火災件数に対する割合は近年大きく増加しています。

私たちの暮らしに欠かせない電気も、使い方を誤ると火災につながってしまうことがあります。下記の電気火災を防ぐポイントを実践して電気火災を防ぎ、電気や電気製品の安全な取り扱いの知識を深めましょう。

電気火災を防ぐポイント

- ・コードを束ねたり、ねじれたままの状態で使用しないようにしましょう。
- ・長年使用している電気製品は異常があるか、無いかの点検をしましょう。
- ・普段から使用後は電気器具のスイッチを必ず切るようにしましょう。

◎ 問い合わせ先 秋川消防署檜原出張所 Tel 042-598-0119

その他

全国労働衛生週間説明会

日時：令和4年9月13日（火）

午後2時～4時30分

会場：羽村市生涯学習センターゆとろぎ
小ホール

講師：青梅労働基準監督署 安全衛生課長他
募集人数：120名（先着、定員になり次第締切ります）

受講料：無料

申込方法：電話にて、あきる野商工会へお申し込みください。

電話番号：042-596-2511

ハローワーク青梅
～急がば学べ・職業訓練のご案内～

スキルアップで就職力アップ を目指しませんか？

○事務・IT・介護・技術など多彩なコース設定

○受講料は無料（テキスト代等のみ自己負担）

○就職までしっかりサポート！

詳しくは ハローワーク青梅 訓練担当まで

電話 0428-28-8808

学校だより

いま、檜原小学校では

体験のシャワー

今年度も、教育活動のさらなる充実に向け、体験学習を実施しています。実際に様々な体験をすることを通して、児童が実感を伴って、学びを深めていくことができるようにしていきます。檜原村の方に協力をいただき、檜原村の良さを知り、檜原村への愛着を深めることができるように、様々な体験をシャワーのように浴びる教育活動の充実を図っていきます。

防災訓練

毎年、檜原小学校では、防災訓練を実施しています。今年度は、5月9日（月）に檜原消防署と連携して、防災訓練を実施しました。防災訓練では、緊急時に備えて消火訓練や通報訓練の他、起震車による地震体験、煙体験を行い、常にいざというときに備えておく必要性を実感しました。ぜひご家庭でも子供たちと一緒に防災について話し合ってみてください。



地震体験



煙体験



消火訓練

ふるさと檜原学習

檜原小学校では、総合的な学習の時間を中心に、ふるさと檜原学習を実施しています。今年度も、檜原村の特色を生かした体験学習を進めて参ります。

5月18日（水）には、3年生が茶摘み体験を行いました。体験を行い、講師の方から話を聞き、「紅茶も緑茶も同じものから作られているんだ」と驚いている様子が見られました。

6月2日（木）には、5年生が第一回目のバードカーピングを行いました。講師の方の話をしっかりと聞いて、子供たちそれぞれが自分の作りたい鳥を考えて、取り組んでいました。

これからも檜原村ならではの体験学習を推進していきます。



3年生
茶摘み体験



5年生
バードカーピング

【8・9月のおもな学校行事予定】

8月29日（月） 始業式 一斉下校 安全指導 給食始
4時間授業
8月30日（火） 防災引渡訓練
9月 1日（木） 委員会
9月 2日（金） 図書館訪問（1～4年）
9月 5日（月） 安全指導 バードカーピング（5年）
9月 7日（水） 日光移動教室（6年）
～9日（金）

9月13日（火） 英語検定
9月14日（水） クラブ
9月15日（木） 図書集会 バードカーピング（5年）
9月22日（木） 道徳授業地区公開講座（午前中）
9月26日（月） 親子読書旬間始
9月28日（水） クラブ
9月29日（木） 演劇鑑賞教室
9月30日（金） 図書館訪問（1～4年）

知っていますか？ 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主：建設業を営む方 対象となる労働者：建設業の現場で働く人 掛金：日額320円

★特長

- ◎国の制度なので安全、確実、申し込み手続は簡単です。
- ◎経営事項審査で加点評価の対象となります。
- ◎掛金の一部を国が助成します。
- ◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。
- ◎掛金は、インターネットを利用した電子申請での納付も可能です。
- ◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

建退共制度の特例措置のお知らせ

建退共では、地震等により災害救助法が適用された皆様に対し、各種手続の特例措置を実施しております。

★建退共から事業主の皆様へのお願い

- ・共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付して下さい。電子申請方式の場合は、労働者の就労日数に応じて退職金ポイントを適正に充当して下さい。
- ・「建設業退職金共済手帳」を所持している労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導して下さい。

ホームページ「建退共」に、制度説明用動画、Q & Aなど建退共制度の知りたい情報が記載されています。ぜひ、アクセスしてご覧下さい！！

建退共

検索

※詳しいことは、最寄りの建退共支部へお問い合わせ下さい。Tel 03-3551-5242

檜原村地域おこし協力隊 ひのはらだより

Vol.74

たかはし はるか
高橋 春香 (宮ヶ谷戸在住)

左から、
高橋春香、齊藤隼人



8月に入り、より一層暑い日々が続いています。そんな時に川へ行って、子どもと一緒に足や手を冷たい水につけ、火照った身体を冷やす。天然クーラーの贅沢ができる檜原村です♪

最近は協力隊卒業後の進路について本格的に動き始めています。私は女性向けのシェアハウス(リビングや水回りは共用、それ以外に一人一部屋の生活空間があり、3~4人の女性が一緒に暮らす家)を企画しています。シェアハウスの生活で村の暮らしに慣れ、多くの方が定住することによって地域の活性化に繋がると考えています。このため、現在シェアハウスが運営できる家を探しています。素敵な情報がありましたら、ぜひ高橋まで教えていただくと嬉しいです。よろしくお願ひします！



川で楽しく水遊び！

さいとう はやと
齊藤 隼人 (上元郷在住)

暑い日が続いていますが、夏バテしていませんか！？

先日、都民の森のイベント「ウツギ・アジサイで花のかたちじっくり観察」に参加させていただきました。ウツギやアジサイには多くの種類があり、それぞれに特徴があること、シカに食べられてしまった跡など、歩きながら楽しく説明を聞くことができました。普段眺めるだけで通り過ぎてしまう花々も、足を止め、よく観察してみると色や形など様々な発見があります。そして、この日は「大滝の路」にある展望エリアから雲海も見られました。



手よりも大きい、特大アジサイ♪

数日後、自宅前に特大のアジサイを発見しました。30cm程あるのではないかといい大物です！何かと比較したいと思い、とっさに自分の手を差し出して一緒に「パシャリ」♪ 初夏の思い出の1ページです。

檜原村で自生している希少種を紹介します。

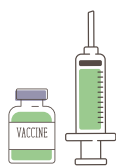
レンゲショウマ

レンゲショウマは日本固有の植物です。夏の暑い時期、涼しげに木陰に咲いている神秘的な姿が「森の妖精」や「森のシャンデリア」などと呼ばれています。かつては奥山のやや湿った林床で多く群生していましたが、乱獲により絶滅が危惧されています。



※場所の特定や採取は避けてください。

◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係
内線 129・130



3回目接種をご検討ください

第89回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード
(令和4年6月30日)において、「**新規感染者数が全国的に上昇しており、特に大都市で増加している**」と指摘されています

- 初回免疫(1・2回目接種)によるオミクロン株感染に対する感染予防効果や発症予防効果は著しく低下します。
- 7月以降、3連休や夏休みなどを迎え、接触の増加等が予想されます。

第89回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード(令和4年6月30日)より

❗️ コロナ対策
へのご協力を
お願いします!

- 「マスクの着用」
- 「3密の回避」
- 「手洗い・消毒」

などの基本的な感染症
対策を徹底しましょう。

本誌に掲載されております各種事業等は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後延期・中止となることがありますので、ご承知おきください。

休日診療医療機関名のお知らせ

日(曜日)	医療機関名	住所	電話	日(曜日)	医療機関名	住所	電話
8月7日(日)	米山医院	あきる野市二宮1133	042-558-9131	21日(日)	清水耳鼻咽喉科クリニック	あきる野市五日市1039-1	042-596-6311
11日(木・祝)	佐藤内科循環器科クリニック	あきる野市秋川2-5-1	042-550-7831	28日(日)	草花クリニック	あきる野市草花2724	042-558-7127
14日(日)	あきる野台病院	あきる野市秋川6-5-1	042-559-5761				

受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分

* 午後の診療時間は、変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診の際は診療科目を事前に確認して下さい。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL 042-521-2323 携帯電話・PHSは#7119
秋川消防署 TEL 042-595-0119
東京都保健医療情報センター TEL 03-5272-0303

世帯と人口 (7月1日現在)

()内は前月比
世帯数 1,133 世帯(増減なし) 人口 2,049 人 (8人減)
男 1,022 人 (4人減) 女 1,027 人 (4人減)

防災行政無線メッセージサービス TEL 042-598-1033

過去に放送した内容を聞くことができます。

~今月の表紙~ 「払沢の滝ライトアップ」

今年は、3年ぶりとなる「払沢の滝ふるさと夏まつり」が開催されます。感染症対策を講じながら、滝のライトアップのみ実施される予定です。美しくライトアップされる滝をぜひご覧ください。*表紙の写真は、過去に滝をライトアップした際の写真です。